

令和7年度 特別教育ご案内

事業者各位

高知労働基準協会

クレーン運転（5トン未満）、アーク溶接、酸素欠乏危険作業、低圧電気取扱の 各業務に従事する労働者に対する特別教育講習会のご案内

当協会では、労働災害を防止するため、労働安全衛生法第59条第3項の規定により、事業者に義務付けられている「危険有害業務」に従事する労働者に対する特別教育を、事業者に代わり実施しております。

つきましては、当該業務に従事する労働者の受講をお願いしますとともに、関連会社等にも受講をお勧めいただければ幸いです。

◎ 注意事項

- ① **日程等に変更する場合があります。** また、10名に満たない場合は講習が行われない場合があります。
- ② 申込書は、当協会へ郵送またはFAXにてお申し込みください。（FAXの場合は、送信後にお電話ください。）その他郵送等、時間がかかる場合も、**必ずご連絡ください。**
申込書は、当協会のホームページ「特別教育」からダウンロードしてください。
受講申込の受付は年度の全日程分、随時行っています。
- ③ 修了証には申込用紙にご記入いただいた氏名と生年月日が記載されますので、お間違いのないようご確認ください。（崎・崎、高・高など）
また、外字かどうかの判別がつくよう楷書体でのご記入をお願いいたします。（西・西、脇・脇など）
- ④ 受付後、受講日の約1か月前に、受講券と受講料の振込用紙をお送りします。
- ⑤ 受講日の前日までに連絡もなく欠席した場合は、受講料の返還はできません。ただし、やむを得ない事情で当日受講できなかった場合は、当該年度内に実施する同種の講習会に限り、再受講することができます。
- ⑥ 当協会で開催している特別教育は、18歳未満の方は受講できません。
- ⑦ 申込時に当協会への入会も受付けています。**入会すると受講料の会員割引（1名2,200円引き）**があります。

◎ 特別教育の学科と実技について

安全衛生法に基づくクレーン運転・アーク溶接・低圧電気取扱の特別教育は、学科と実技の双方を受講する必要があります。（酸素欠乏危険作業は学科のみです）

当協会では、クレーン運転は、学科・実技の双方を実施しております。

アーク溶接・低圧電気取扱は、学科のみ実施となります。実技については、学科修了後に下記の内容を各事業所内にて実施していただくこととなります。

【アーク溶接実技】

アーク溶接装置の取扱及び、アーク溶接等の作業の方法について 10 時間以上行う。

【低圧電気取扱実技】

低圧の活線作業及び活線接近作業の方法について、7 時間以上（開閉器の操作の業務のみを行う者については、1 時間以上）行う。

但し、アーク溶接の実技について、事業所内にて実施が困難な場合は、在職者訓練として**高知県立高知高等技術学校**にて受講が可能です。

アーク溶接の実技を希望する方は、「在職者訓練受講申込書」（第 2 号様式）で、

「高知県立高知高等技術学校 機械加工科」在職者訓練担当者へ直接お申し込みください。

- ・ 先着順の 10 名限定です。
- ・ 別途、受講料を同技術学校にお支払いください。
- ・ この受講料はいったん納入すると返金できないとのことですのでご注意ください。
- ・ 在職者訓練の日程・時間は、同技術学校のホームページをご確認ください。
- ・ 申込状況等に関しては同技術学校へ直接お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

高 知 労 働 基 準 協 会

〒780-0816 高知市南宝永町 5-11 山二ビル 4 階

(TEL) 088-885-4300 (FAX) 088-885-4301